特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書	名	
28	常滑市書	後期高齢者医療に関する事務	基礎項目評価

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

常滑市は、後期高齢者医療に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利権益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

常滑市長

公表日

令和5年10月17日

T 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務							
①事務の名称	後期高齢者医療に関する事務						
	高齢者の医療の確保に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定に従い、特定個人情報を高齢者医療確保法及びこの法律に基く条例による後期高齢者医療に関する以下の事務を行う。						
②事務の概要	①区域内に居住する者もしくは、居住していた者で政令に定める者に対し、各種申請や届け出の受付等の窓口業務。 ②後期高齢者医療の資格を有する者の保険証等の引き渡し。 ③被保険者資格管理に必要な住基情報を、愛知県後期高齢者医療広域連合に提供し、被保険者情報の提供を受ける。 ④保険料賦課決定及び一部負担金判定に必要な所得・課税情報を、広域連合に提供する。 ⑤特別徴収候補者情報を基に特別徴収対象者を決定し、特別徴収情報を管理する。 ⑥広域連合が決定した賦課情報を管理し、保険料納入通知書等を被保険者に送付する。 ⑦徴収した保険料の収納情報を管理する。 ⑧公金受取口座情報の利用を希望する場合、情報提供ネットワークシステムを通じて情報照会を行い、振込等の事務処理に利用する。						
③システムの名称	後期高齢者医療システム						
2. 特定個人情報ファイル	名						
1.保険料情報ファイル 2.保険	料期割情報ファイル 3.特別徴収基本ファイル						
3. 個人番号の利用							
法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一の59 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で 定める事務を定める命令第46条 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 第9条、第21条、別表 第二 項番42 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律 第1条						
4. 情報提供ネットワークシ	ンステムによる情報連携						
①実施の有無	<選択肢> [実施する] 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定						
②法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二の80・82・83 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で 定める事務及び情報を定める命令第43条 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 第9条、第21条、別表 第二 項番42 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律 第1条、第2 条第2項各号及び第9条						
5. 評価実施機関における	担当部署						
①部署	福祉部保険年金課						
②所属長の役職名	保険年金課長						
6. 他の評価実施機関							
7. 特定個人情報の開示・	訂正•利用停止請求						
請求先	総務部総務課 住所:常滑市飛香台3丁目3番地の5						
	電話番号:0569-47-6101(直通) ファックス番号:0569-35-4329(代表)						
8. 特定個人情報ファイル	の取扱いに関する問合せ 福祉部保険年金課 住所:常滑市飛香台3丁目3番地の5						
連絡先	福祉が休険中金誌 住所: 吊滑巾飛沓音3 J 自3番地の5 電話番号:0569-47-6114(直通)						

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数							
評価対象の事務の対象人数は何人か		[1,000人以上1万人未满]			<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上		
	いつ時点の計数か	平成	² 成26年12月3日 時点				
2. 取扱者	2. 取扱者数						
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上	2) 500人未満	
	いつ時点の計数か	平成	26年12月3日 時点				
3. 重大事故							
	内に、評価実施機関において特定個 ける重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり	2) 発生なし	

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果

基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報	保護評価	西書の種類			
	項目評価施機関に		重点項目記	平価書又は全	<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 È項目評価書において、リスク対策の詳細が記
2. 特定個人情報の入手(情報提供	ネットワークシス ・	テムを通じ	た入手を開	余く。)
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[十分である]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用					
目的を超えた紐付け、事務 に必要のない情報との紐付け が行われるリスクへの対策は 十分か	[十分である]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの	の取扱い	の委託			[O]委託しない
委託先における不正な使用 等のリスクへの対策は十分か	[]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転	伝(委託や	情報提供ネットワー	-クシステム	を通じた提	
不正な提供・移転が行われ るリスクへの対策は十分か	[]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシ	ノステムと	:の接続		[〇]接	続しない(入手) [〇]接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリス クへの対策は十分か	[]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・	消去				
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査					
実施の有無	[]	自己点検	[0]	内部監査	[] 外部監査
9. 従業者に対する教育・科	李発				
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]		<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) +分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年10月15日	I 3法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一 第59項 市町村長又は高齢者の医療の確保に関する法律「高齢者の医療の確保に関する法律による後期高齢者医療給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの」	番号法第9条第1項 別表第一の59 行政手続における特定の個人を識別するため の番号の利用等に関する法律別表第一の主務 省令で定める事務を定める命令第46条	事後	
平成28年10月15日	I 4②法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二 第80,82,83項	番号法第19条第7号 別表第二の80・82・83 行政手続における特定の個人を識別するため の番号の利用等に関する法律別表第二の主務 省令で定める事務及び情報を定める命令第43 条	事後	
平成29年5月1日	公表日	平成28年10月15日	平成29年5月1日		
平成29年5月1日	I 5②所属長	保険年金課長 岩田 照巳	保険年金課長 山下 剛司	事後	
令和1年5月17日	I 5②所属長	I 5②所属長	I 5②所属長の役職名		
令和1年5月17日	IVリスク対策		様式変更による追記		
令和4年10月1日	I 関連情報	住所:常滑市新開町四丁目1番地	住所:常滑市飛香台3丁目3番地の5	事後	
令和4年10月1日	I 関連情報	ファックス番号:0569-34-4329(代表)	ファックス番号:0569-35-4329(代表)	事後	
令和5年10月17日	I 1②事務の概要	①~⑦(略)	①~⑦(略) ⑧公金受取口座情報の利用を希望する場合、 情報提供ネットワークシステムを通じて情報照 会を行い、振込等の事務処理に利用する。	事後	
令和5年10月17日	I 3法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一の59 行政手続における特定の個人を識別するため の番号の利用等に関する法律別表第一の主務 省令で定める事務を定める命令第46条	番号法第9条第1項 別表第一の59 行政手続における特定の個人を識別するため の番号の利用等に関する法律別表第一の主務 省令で定める事務を定める命令第46条 行政手続における特定の個人を識別するため の番号の利用等に関する法律 第9条、第21 条、別表第二 項番42 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律 第1 条	事後	
令和5年10月17日	I 4②法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二の80・82・83 行政手続における特定の個人を識別するため の番号の利用等に関する法律別表第二の主務 省令で定める事務及び情報を定める命令第43 条	番号法第19条第7号 別表第二の80・82・83 行政手続における特定の個人を識別するため の番号の利用等に関する法律別表第二の主務 省令で定める事務及び情報を定める命令第43 条 行政手続における特定の個人を識別するため の番号の利用等に関する法律 第9条、第21 条、別表第二 項番42 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律 第1 条、第2条第2項各号及び第9条	事後	
L	<u> </u>	<u> </u>	<u> </u>		

系る説明			